

～宜野湾市 住居表示 NEWS 第2回～

💡 今回のポイント

宜野湾市住居表示NEWS第1回では、住居表示の基礎をお伝えしました。今回は、それを踏まえて、実際にどのように住所が決まっていくのかを見ていきます。

Q 住所はどのように決まるの？

A 住所を決めるには下のように3つのステップを踏んで決めています。

Step 1 町界の設定

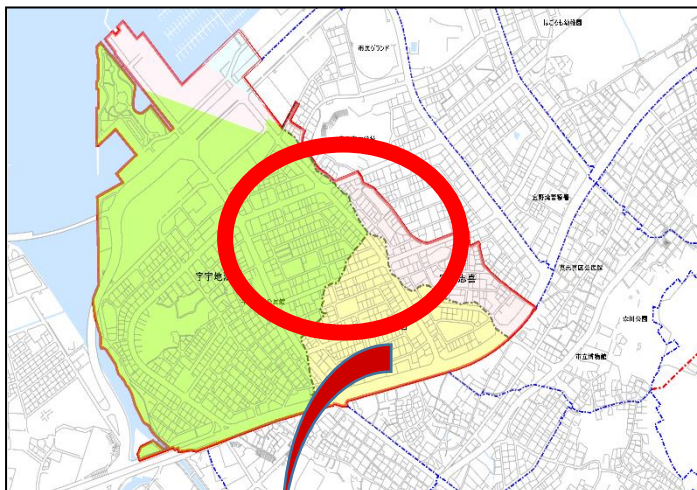
↓

Step 2 街区の設定

↓

Step 3 住居番号の設定

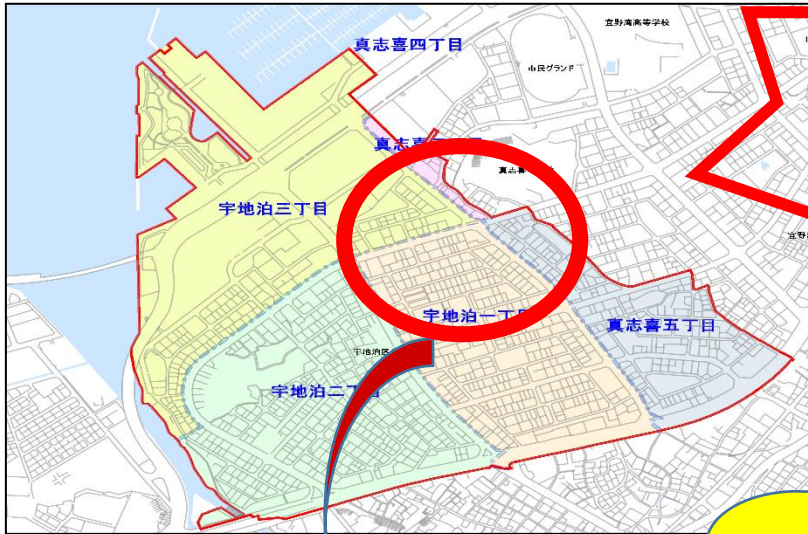
Q 町界ってなに？



A 町(まち)とは、現在の「字」に変わる「▲丁目」などの新しい地域の単位を言い、町界とは町と町の境界のことを指します。住居表示では町の境界を道路や河川などの恒久的施設で区切るため、町の境界がわかりやすくなります。

町界が入り組んでいる！





住居表示を行うと、町界が綺麗に区画されて、わかりやすくなります！

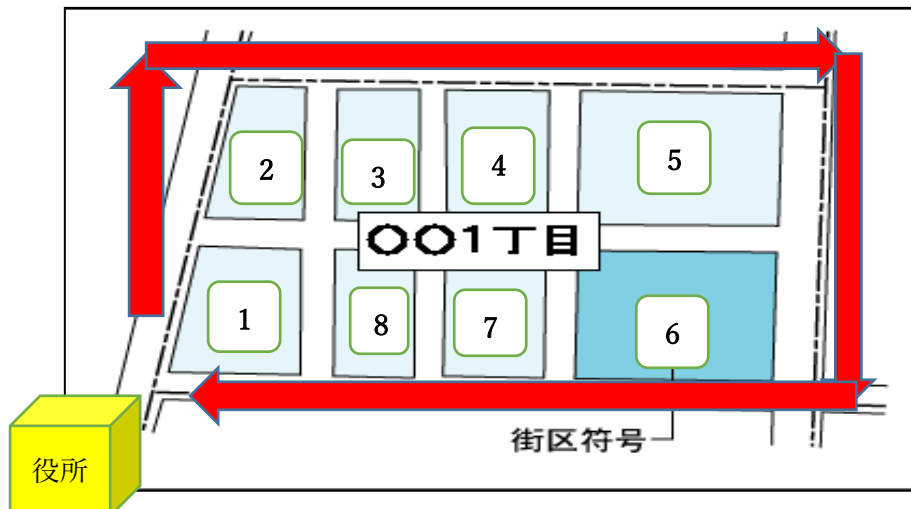


Q 街区ってなに？

A 区画された新しい町の区域の中をさらに、いくつかのブロックに分けたものを街区といいます。

住所の決め方は①街区方式と②道路方式の2つの方法があります。日本国内では、ほぼ「街区方式」であり、宜野湾市でも「街区方式」を採用しています。そのため、ここでは、街区方式の説明をします。

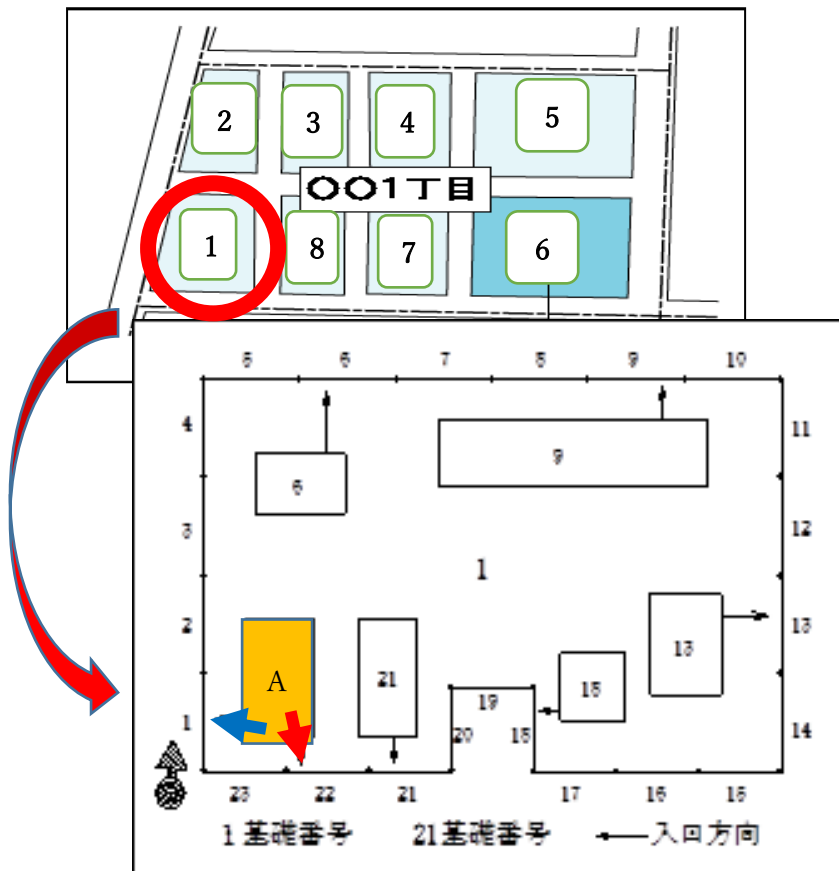
街区は、道路、河川、水路、軌道、その他恒久的構造物に囲まれた範囲を1街区とし、一連の番号を付けます。この番号を街区符号といいます。街区符号は市の中心部(市役所)に最も近い街区を起点としてつけます。



Q 住居番号ってなに？

A 街区の周囲を地図上で10～15m間隔に区切り、それぞれの区切りに市役所に一番近い隅から右回り（場所によっては左回りもある）に一連番号を付けます。この区切りにつけた番号を基礎番号といいます。建物入口があるところの基礎番号をとって、その建物の住居番号とします。

※この方法は、将来新築家屋が出来ても、住居番号の順序が狂わないような仕組みになっています。



例えば、左図のAの建物の場合、入口が左についていたら「1」、下を向いていたら「22」の住居番号を使用することになります。

Q なぜ実態調査をするの？

A 住居表示を実施するにあたって、対象地区住民の住所書き替えが必要になるため、住民登録のある世帯主の氏名と家族人数の確認を行います。

また、家屋の形状や主な出入り口の調査も行います。住居番号は、市役所に近い角を起点として、基礎番号を振っていきます。建物の番号は、その主要な出入り口が接したところの基礎番号になります。従って、家屋の形状や主な出入り口まで調査する必要があります。